

東京都サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修事業者指定要領

令和7年1月31日6福祉障地第1156号

1 目的

この要領は、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号こども家庭庁支援局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）9及び10に基づき、サービス管理責任者研修事業者の指定等について必要な事項を定め、東京都内において実施するサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 研修種別

実施することのできる研修は次のとおりとする。

(1) サービス管理責任者研修

- ア サービス管理責任者基礎研修
- イ サービス管理責任者実践研修
- ウ サービス管理責任者更新研修
- エ サービス管理責任専門コース別研修

(2) 児童発達支援管理責任者研修

- ア 児童発達支援管理責任者基礎研修
- イ 児童発達支援管理責任者実践研修
- ウ 児童発達支援管理責任者更新研修
- エ 児童発達支援管理責任者コース別研修

3 指定の要件

東京都知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、研修事業者として指定することができる。

(1) 事業者に関する要件

- ア 障害者福祉、児童福祉又は高齢者福祉に従事する人材の養成に係る研修を概ね1年以上実施した実績がある等サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等研修」という。）を適正に実施できると認められるものであること。
- イ 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的な運営に必要な財政基盤を有すること。
- ウ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収

支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

エ 指定を受けようとする者が、過去3年以内に本要領13に定める指定の取消処分を受けていないこと。

オ 講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

カ その他、国実施要綱及び本要領に定める事項が遵守されること。

(2) 事業内容に関する要件

ア 研修事業が、国実施要綱及び本要領に定める内容に従い、継続的に年度内1回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、国実施要綱別表1から別表8までに定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

ウ サービス管理責任者等基礎研修を実施する場合には、相談支援従事者初任者研修（講義部分）（平成18年厚生労働省告示第544号別表第2に定める内容以上のもの）を実施し、サービス管理責任者等基礎研修の受講者が受講できる体制を確保すること。

エ 演習については原則対面とし、対面と同等の効果が期待できる場合には、遠隔化も可能とする。

(3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 研修事業の名称

(ウ) 実施場所

(エ) 研修期間

(オ) 研修カリキュラム

(カ) 講師氏名

(キ) 研修修了の認定方法

(ク) 開講時期

(ケ) 受講資格

(コ) 受講手続（募集要領等）

(サ) 受講料等

イ 研修の出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に記録し、保存すること。

ウ 原則として、都内全域から受講希望者を募集すること。ただし、事業者が区市町村である場合等合理的な理由があると東京都が認める場合は、区市町村内の受講希望者を優先して受講させることができる。その場合には、学則等に優先受講の規定について記載すること。

(4) その他の要件

- ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る個人情報等の秘密の保持を厳守すること。
- イ 研修事業の実施者は、研修受講者が研修において知り得た個人情報等の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
- ウ 研修事業の実施者は、障害のある受講者等に対して、合理的配慮に努めること。
- エ 研修事業の実施者は、受講者に対し、人間の尊厳、人権の尊重について理解させるように努めること。
- オ 研修の講師は、次のいずれかに該当する者が実施すること。
 - (ア) 国が行うサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者
 - (イ) 国が行うサービス管理責任者等指導者養成研修で講師を務めた者
 - (ウ) サービス管理責任者等研修の講師・ファシリテーターを経験した者
 - (エ) 上記(ア)から(ウ)と同等の知識・経験を有する者

4 指定申請手続等

- (1) 研修事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した「サービス管理責任者等研修事業者指定申請書（別記第1号様式）」を、受講生の募集を開始する日の2か月前までに知事に提出すること。
 - ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
 - イ 研修事業の名称及び実施場所
 - ウ 研修事業開始予定年月日
 - エ 学則等
 - オ 研修カリキュラム
 - カ 講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
 - キ 研修修了の認定方法
 - ク 研修事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
 - ケ 申請者の資産状況
 - コ その他指定に関し必要があると認める書類等
- (2) 申請者が法人であるときは、申請書に登記事項証明書、定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

5 指定の決定

- (1) 知事は、指定を受けようとする者から申請があった時は、国実施要綱及び本要領に基づき、その内容を審査する。
- (2) 知事は、(1)の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について関係者に対し、

照会を行い、報告を求め、又は実地による調査を行うことができる。

- (3) 知事は、申請者に対し指定の可否を決定し、「東京都サービス管理責任者等研修事業者指定通知書（別記第2号様式）」により申請者に通知する。

6 修了証書の交付

- (1) 事業者は、全日程を受講した研修修了者に対して、修了証書（別紙参考様式）を交付するものとする。
- (2) サービス管理責任者実践研修、サービス管理責任者更新研修、児童発達支援管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者更新研修の修了者に交付する修了証書については、サービス管理責任者告示又は児童発達支援管理責任者告示の規定により、次に更新研修を修了すべき期日を記載するものとする。

7 研修事業実施計画の提出

事業者は、知事に対し、毎年度、初回の研修の受講生募集を開始する日の2か月前までに「東京都サービス管理責任者等研修事業実施計画書（別記様式第3号）」及び次に掲げる書類を提出すること。なお、事業者指定申請時には、指定申請と併せて事業実施計画書の提出を行うことができる。

- (1) 学則等
- (2) 講師履歴書（別紙1）

8 事業内容の変更

- (1) 事業者指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更の2週間前までに「東京都サービス管理責任者等研修事業変更届」（別記第4号様式）を知事に届け出ることとし、4（1）オからキまでの事項に変更を加える場合にあっては承認を受けるものとする。ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は、研修終了後10日以内に知事に届け出ることができる。
- (2) 知事は（1）の届出内容が適当でないと判断したときは、研修事業の実施者に対し、必要な指示を行うことができる。

9 研修事業実施報告書の提出

事業者は、研修終了後速やかに「サービス管理責任者等研修事業実施報告書（別記第6号様式）」及び次に掲げる書類を提出すること。

- (1) サービス管理責任者等研修事業修了者名簿（別記第10号様式）
- (2) 事業実施年度の収支決算の細目

1 0 研修事業の休止

- (1) 事業者は、1年度（4月から翌年の3月まで）に限り事業の休止をすることができる。
なお、2年度にわたり研修を実施しない場合には事業廃止したものとみなす。
- (2) 事業者は、研修を休止又は再開する場合には、休止又は再開する2か月前までに「東京都サービス管理責任者等研修事業休止・再開届（別記第7号様式）」により知事に届け出ること。

1 1 研修事業の廃止

- (1) 事業者は、研修事業を廃止する場合には、その旨を決定後10日以内に「東京都サービス管理責任者等研修事業廃止届（別記第8号様式）」により知事に届け出ることとする。
- (2) 知事は、事業者から届け出なく事業が1年度間実施されない場合は、事業を廃止したものとみなす。

1 2 調査及び指導

- (1) 知事は、研修事業の実施等に関して、必要があると認められるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において、実地調査を行い、必要に応じて事業者に対し、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
また、これにより適正を欠くと認めるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。
- (2) 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。

1 3 指定の取消し

- (1) 知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - ア 3に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
 - イ 指定申請及び実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。
 - ウ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - エ 12（1）に定める調査に応じなかったとき、又は、改善指導に従わないとき。
 - オ その他研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。
- (2) 知事は、前項に定める指定の取消しをしたときは、「東京都サービス管理責任者等養成研修事業者指定取消通知書（別記第9号様式）」により事業者に通知するものとする。
- (3) 知事は、（1）による取消を行った事業者名、研修事業名、取消年月日を公表するものとする。

1 4 聴聞の機会

知事は、12の(2)に基づき研修事業の中止を命ずる場合及び13の指定の取消しを行う場合については、事業者に対して聴聞を行うものとする。

附 則 (令和7年1月31日付6福祉障地第1156号)

この要領は、令和7年1月31日から施行する。